

## 「1者応札」となった契約の改善方策について

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

当農研機構では、随意契約見直し計画（平成19年12月公表）に基づき、従来随意契約を行っていた契約について、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を図ってきたところであります。

これまでも、仕様書を定める場合には競争性確保の観点から十分な検討を行うこと、100万円以上の研究用機器の契約を行う場合にはホームページへ調達情報の掲載を行うこと等により、契約事務の適正化及び競争性確保を図ってきました。

しかしながら、現行においても一般競争入札において、入札参加者が1者の応札（以下「1者応札」という。）となっている契約があり、十分な競争性が確保されていないと思われることから、以下に記載された改善方策を定め取り組んでいくこととします。

### 1 共通的な改善方策

1者応札の発生原因については、契約の類型ごとに異なる点も多いが、多くの類型に共通する改善策として、以下のことを図る。

- (1) 競争性の確保
  - ア 事業者や技術者に求める実績要件、資格要件について、競争性の確保を図る観点から、業務及び物品の品質確保を図りつつ、必要最小限のものとする
  - イ 事業者の入札参加資格条件及び営業品目の緩和
- (2) 応札しやすい環境の整備
  - ア ホームページの調達情報を事業者側からみて分かりやすいものに改善する
  - イ 入札公告期間の見直し（公告期間を土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く10日前以上の日とする）
  - ウ 当機構ホームページにおいて実施しているRSS情報サービスを利用した調達情報の周知を事業者に対して行い、幅広く最新の情報提供が出来るようにする
- (3) 契約の透明性・公平性の確保
  - ア 入札資料請求を行ったが、応札に参加しなかった事業者に対しアンケートを採りその理由を分析し以降の入札に反映する
  - イ 1者応札となった契約についてホームページで公表する
  - ウ 応札・応募の条件に当該契約の実績や官公庁からの受注実績を含めない
  - エ 企画書等を提出する必要がある契約においては、作成期間の確保、事業開始準備期間の確保をする
  - オ 過去の事業ノウハウで競争に差が出る契約については、過去の成果報告書、データ等を提供する

### 2 類型ごとの改善方策

#### ① 建設工事

- (1) 1者応札となった原因としては、工事の品質確保の観点から設定している同種工事の施工実績や技術者に求めている資格要件を満たすことができる事業者が不足していたことが考えられる。また、保守整備工事については、他社製品に対する品質管理、性能保証が困難であることが考えられる。

- (2) このため、1者応札の改善方策として以下を行う。
- ア 企業や技術者に求める工事実績や資格要件は、過度な制約とならないよう必要最小限のものとする
  - イ 競争参加資格を有する者が少数と考えられる場合には、競争参加資格の拡大を検討する
  - ウ 工事については、年間の発注予定情報を公表しているが、個々の入札についても、可能な限り公示の早期化を図る
  - エ 関係業界紙への情報提供を行う

## ② 測量・建設コンサルタント等業務

- (1) 1者応札となった原因としては、業務の品質確保の観点から設定している企業や技術者に求める業務実績に対応した事業者が不足していたことが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として以下を行う。
- ア 企業や技術者に求める業務実績や資格要件は、過度な制約とならないよう必要最小限のものとする
  - イ 競争参加資格を有する者が少数と考えられる場合には、競争参加資格の拡大を検討する
  - ウ 測量・建設コンサルタント等業務については、年間の発注予定情報を公表しているが、個々の入札についても、可能な限り公示の早期化を図る

## ③ 理化学機器等の購入

- (1) 1者応札となった原因としては、メーカー及び代理店が参入した場合には他の業者は参加しづらく、供給者がそもそも限定されることにあると考えられる。
- (2) 1者応札の改善方策については、1者応札となった原因を考慮すると有効なものを見出しにくいですが、公示時期の早期化を図る。

## ④ 灯油等燃料の購入

- (1) 1者応札となった原因としては、競争参加条件として、発注者側の利便性の観点から設定している所在距離条件に該当する店舗が限られていることが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策として、以下を行う。
- ア 給油できる旨の条件については、一定の利便性や経済性を確保しつつ納入範囲等の見直しが行えるか検討を行う
  - イ 発注者からの距離条件については、利便性を考慮しつつ距離の拡大等を検討する
  - ウ 価格変動が激しい物件であることから、入札日を納入日より近い日に設定する
  - エ 公示時期の早期化を図る

## ⑤ 情報システム及びネットワークの開発、運用支援等の業務

- (1) 1者応札となった原因としては、以下のことが考えられる。
- ア 当該業務はシステム導入業者でなければ判断できない部分があり、既存ベンダーが優位にある
  - イ 他社製ソフトの対応が困難である
- (2) 1者応札の改善方策については、1者応札となった原因を考慮すると有効なものを見出しにくいですが、以下のことを行う。
- ア 既存システムに関する情報提供を的確に行う
  - イ 24時間対応するなどの企業や技術者に求める要件の緩和
  - ウ プログラム開発については、オープンソースのものを使用する
  - エ 公示時期の早期化を図る

## ⑥ 調査、分析等業務

- (1) 1者応札となった原因としては、以下のことが考えられる。
  - ア 業務内容の専門性が高く、業務を確実に履行できるかについてのリスク判断がされた
  - イ 業務内容、成果物等の情報が十分提供されていない
- (2) 極めて専門性の高い研究開発等の業務については、応札者が少数に限定されることは否めないが、1者応札の改善方策として、以下のことを行う。
  - ア 仕様書等において業務内容を明確にし、入札等に必要な情報を適切に提供する
  - イ 公示時期の早期化を図る

## ⑦ 電力供給業務

- (1) 特定規模電気事業者は全国で多数の事業者はいるが、1者応札となった原因として、以下の受注者側の事情によるものと考えられる。
  - ア 電力会社（一般電気事業者）より安価な価格を設定できない
  - イ エリア外供給は考えていない
  - ウ 利益が見込めない
- (2) このため、1者応札の改善方策として、以下のことを行う。
  - ア 供給に必要なメーター設置工事等の期間を考慮して公示、入札時期を設定する
  - イ 複数事業所における契約の一括化を検討する

## ⑧ その他役務等（研究支援者派遣業務）

- (1) 1者応札となった原因としては、企業に求める専門性を必要とする派遣者の実績要件、複数の有資格者の在籍や有資格者の通年配置等の要件で競争に参加しにくいなどのことが考えられる。
- (2) このため、1者応札の改善方策については、発注者側の支援確保を図りつつ業務実績などの要件を検討するとともに、有資格者に求める要件を必要最小限のものとし、公示時期から入札までの期間を確保できるよう検討する。